

農産物検査業務規程

平成 13 年 8 月 20 日制定
平成 18 年 8 月 22 日改正
平成 19 年 8 月 21 日改正
平成 21 年 8 月 19 日改正
平成 23 年 7 月 20 日改正
平成 24 年 9 月 20 日改正
平成 25 年 9 月 20 日改正
平成 26 年 9 月 22 日改正
平成 27 年 8 月 24 日改正
平成 27 年 9 月 17 日改正

第 1 章 総 則

【総則】

第 1 条 みちのく村山農業協同組合（以下「本組合」という。）が行う農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第 1 項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程に定めるところによる。

【農産物検査の方針】

第 2 条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- 一 農産物検査は公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

【法的地位及び責任】

第 3 条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第 2 章 農産物検査を行う時間及び休日

【始業及び就業時刻】

第 4 条 農産物検査を行う時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

【休日】

第 5 条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 三 年末・年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
 - 四 その他本組合が特に必要と認めた日
- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって、変更することができる。

第 3 章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

【農産物検査を行う農産物の種類】

第 6 条 本組合は、もみ、玄米、小麦、大豆及びそばについて検査を行う。

【農産物検査の登録の区分】

第 7 条 本組合は、法第 2 条第 3 項の品位等検査を行う。

【農産物検査を行う区域】

第 8 条 本組合が品位等検査を行う区域は、山形県とする。

【農産物検査の請求の受付場所】

第 9 条 本組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙 1 の通りとする。

【農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置】

第 10 条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第 2 5 条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第 1 7 条第 2 項第 1 号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、別紙 2 のとおりとする。

第 4 章 農産物検査の業務の実施

【農産物検査を行う者】

第 11 条 農産物検査は、第 26 条第 1 項の規定により検査場所において組合長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 項の検査証明の押印業務

【農産物検査の請求の受理】

第 12 条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別紙様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、検査請求の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が検査請求に係る事務費等を委任する旨の署名捺印のある文書がある場合にあっては、その文面を持って委任がなされていることを確認するものとする。

3 本組合は、特別な理由がない限り、検査請求の受理を拒否することはできないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を検査請求者へ通知するものとする。

4 第 1 項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3 年間保存するものとする。

【農産物検査の受付の条件】

第 13 条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、500 キログラム以上のものに限る。ただし、飼料用米（飼料用もみ及び飼料用玄米をいう。）については 1 キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第 5 条第 2 項（法 34 条第 3 項において準用する場合を含む）の品位等検査を受ける場合

2 農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）1 の第 2 の 1 の（2）に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）

道府県	品 種
山形県	ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つくばSD1号、どまんなか、ミルキークイーン、つや姫、出羽きらり、山形95号、山形112号

（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）

道府県	品 種
山形県	こゆきもち、ヒメノモチ

（醸造用玄米）

道府県	品 種
山形県	出羽燦々、出羽の里、酒未来、美山錦、山形酒104号

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、東北農政局長に報告するものとする。

【受検のための準備】

第 14 条 本組合は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）

二 受検ロット編成時に必要な荷役労働力の提供等

三 農産物検査法施行規則第 10 条第 3 項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

【検査試料の採取】

第 15 条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

【農産物検査の業務の実施方法】

第 16 条 農産物検査員は、規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 34 条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

【検査証明】

第 17 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。なお、農産物検査員は、検査証明書の発行を行ったフレコンに封印を求められた場合、フレコンの注入口のしぼりひもに封印を行う。

【農産物検査の結果の通知】

第 18 条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、検査格付結果通知票により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を検査請求者に通知するものとする。

【帳簿の作成及び保存】

第 19 条 本組合は、法令に規定する事項を記載した帳簿を作成し、5 年間保存するものとする。
帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として保存することができるものとする。

第 5 章 検査手数料等

【検査手数料】

第 20 条 本組合が行う品位検査に係る検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分により別紙 3 に掲げる額とする。

【検査手数料の収納方法】

第 21 条 検査手数料は、原則、現金での収納とする。ただし、口座振替により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

【費用の負担等】

第 22 条 本組合は、検査請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第 6 章 農産物検査を行う組織

【組織】

第 23 条 本組合の農産物検査を行う組織は、別紙 4 のとおりとする。

【組合長の責任】

第 24 条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

【組合長の権限の委譲】

第 25 条 組合長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

【農産物検査員の任命】

第 26 条 組合長は、本組合に所属し、規則第 15 条第 1 項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 組合長は、第 1 項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

【農産物検査員の職務】

第 27 条 農産物検査員の職務は、検査のための試料採取、試料の検査、法第 13 条第 1 項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上司の命令に従い公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

【農産物検査員の教育及び訓練】

第 28 条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

【内部監査】

第 29 条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

【不適切な行為の防止等】

第 30 条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに速やかに東北農政局長に、不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

【国による調査の受け入れ】

第 31 条 本組合は、国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

【指導的農産物検査員の役割】

第 32 条 本組合は、国が主催する会議等への参加要請があったときは要請内容に応じて職員又は、指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第 28 条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で組合長を補佐する。

【異議申し立て、苦情及び紛争処理】

第 33 条 本組合は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

【機械器具等の保守点検】

第 34 条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。なお、秤については計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づき保守点検を実施することを基本とし、狭間の年は、自主点検を行うものとする。

【等級証印及び農産物検査員の認印の管理】

第 35 条 本組合は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため「農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領」を定めて管理するものとする。

【等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等】

第 36 条 本組合の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに東北農政局長に報告する等適切な措置を講ずるとともに、東北農政局長の要請による調査等に協力するものとする。

【農産物検査の結果の報告】

第 37 条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより、農林水産大臣（東北農政局長）へ必要な報告を遅延なく提出するものとする。

【その他】

第 38 条 この規程に定めるもののほか、別紙 5 水稻うるち玄米 DNA 分析実施要領等、検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

「農産物検査業務規程第9条」

別紙1

農産物検査の請求の受付場所

名 称	所 在 地
村山営農センター	山形県村山市楯岡北町一丁目1番1号
尾花沢営農センター	山形県尾花沢市新町五丁目7番39号
大石田営農センター	山形県北村山郡大石田町大字大石田乙201番9号

「農産物検査業務規程第10条」

別紙2

農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置

事 務 所		検 査 場 所		農産物 検査員数
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
村山営農センター	村山市楯岡北町一丁目1番1号	北町	村山市楯岡北町一丁目1番1号	1名以上
		大倉	村山市大字楯山461-1	1名以上
		西郷	村山市大字名取1086-2	1名以上
		袖崎	村山市大字土生田160-1	1名以上
		葉山	村山市大字湯ノ沢1780-1	1名以上
		富並	村山市大字富並1807-2	1名以上
		戸沢	村山市大字長善寺仲田276-2	1名以上
		村山中央CE	村山市楯岡北町一丁目1番1号	1名以上
尾花沢営農センター	尾花沢市新町五丁目7番39号	中の段	尾花沢市新町五丁目8番1号	1名以上
		名木沢	尾花沢市大字名木沢1785-1	1名以上
		野黒沢	尾花沢市大字野黒沢字西原617-1	1名以上
		正巖	尾花沢市大字正巖285-6	1名以上
		押切	尾花沢市大字押切197-16	1名以上
		鶴巻田	尾花沢市大字鶴巻田860-1	1名以上
		下柳	尾花沢市大字下柳字玉野原385-7	1名以上
		延沢	尾花沢市大字延沢710-3	1名以上
		尾花沢CE	尾花沢市新町五丁目11番3号	1名以上
大石田営農センター	大石田町大字大石田乙201番9号	横山	大石田町大字横山1	1名以上
		海谷	大石田町大字海谷1136-1	1名以上
		大石田中央集出荷所	大石田町桂木町7-5	1名以上
		大石田町CE	大石田町大字大石田字日照畑甲171-1	1名以上

検査手数料

(単位:円)

種 類	量 目	単 位	金 額
も み	20kg を超え 45kg 以下	1 包装につき	50
	20kg 以下	1 包装につき	25
	上記以外のもの	20kg 当たり	25
玄 米	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	50
	30kg 以下	1 包装につき	25
	上記以外のもの	30kg 当たり	25
小 麦	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	30
	30kg 以下	1 包装につき	15
	上記以外のもの	1 トン当たり	470
大 豆	30kg を超え 60kg 以下	1 包装につき	40
	30kg 以下	1 包装につき	20
	上記以外のもの	1 トン当たり	630
そ ば	45kg 以下	1 包装につき	20
	上記以外のもの	1 トン当たり	420

上記価格は消費税込み価格

(農産物検査業務規程第 23 条)

別紙 4

(職制規程 別表 1 農協組織機構図)

水稲うるち玄米DNA分析実施要領

1 目的

水稲うるち玄米のDNA分析（以下「DNA分析」という。）は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合において、異品種の混入率を確認するために行うものとする。

2 DNA分析機関の選定

DNA分析機関の選定に当たっては、DNA分析を迅速に実施することができ、かつ、その判別結果に高い信頼性を有する分析機関を選定するものとする。

3 DNA分析管理簿の整理

検査請求者から別記様式 1 号によるDNA分析同意書の提出があったときは、別紙様式 2 号のDNA分析管理簿へ整理するものとする。

なお、本組合は、検査請求者に対し、DNA分析に要する日数、費用及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。

4 DNA分析試料の採取

DNA分析を行う試料（以下「DNA分析試料」という。）は、農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 7 成分検査の実施マニュアルの 1 の第 1 に準じて採取を行うものとする。なお、品位等検査のために採取した試料がある場合は、当該試料をDNA分析試料とする。

5 DNA分析試料を採取した検査荷口の保管

4 によりDNA分析試料を採取した検査荷口は、DNA分析結果を踏まえた銘柄検査が終了するまでの間、本組合が適切に保管するものとする。

6 DNA分析結果の検査請求者への連絡及び保管

DNA分析機関から、DNA分析結果の通知があったときは、検査請求者に分析結果の通知の写しを送付するものとする。また、正本は本組合にて保管するものとする。

7 DNA分析に要する費用

DNA分析に要する費用については、業務規程に定める検査手数料とは別に、検査請求者に求めることができるものとする。

農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領

平成 13 年 8 月 20 日制定

平成 18 年 8 月 22 日改正

平成 25 年 9 月 20 日改正

平成 26 年 9 月 22 日改正

○目的

この要領は、農産物検査器具機材のうち、等級証印・検査員認印については、他の器具機材と違い検査証明に使用するため、不正使用、偽造防止及び検査証明の信頼性の確保を図る観点から、農産物検査業務規定第 35 条に基づき農産物検査用等級証印・検査員認印（日付印）を適切に管理・使用するために規定する。

1. 検査員認印に使用する登録検査機関名の略称

本組合が使用する検査員認印の登録検査機関名の略称は、「JAみちのく村山」とする。

2. 等級証印の印影及び検査員認印の印影

本組合が使用する等級証印の印影及び検査員認印の印影は、農産物検査に関する基本要領Ⅳの別紙 8 に定める様式 4 号及び様式 5-1 号により、東北農政局へ届出たものとする。

3. 等級証印の管理（保管）

本組合の所有する等級証印は、組合長が指名する者（以下、管理者という）が責任を持って管理（保管）をすることとする。

- (1) 管理者は、等級証印の印数を常に把握し、その受払は「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」により、明確にしておく。
- (2) 農産物検査員は、等級証印を検査時に使用するため保管場所から持ち出す際、「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」に記載のうえ、管理者から使用許可を得ること。
- (3) 等級証印は、原則として農産物検査員が検査するとき以外は保管場所から持ち出さないこととする。
- (4) 使用不能となった等級証印は、偽造防止等から組合長若しくは管理者が責任を持って廃棄処分をするとともに、「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」に破棄印数と破棄年月日を明記するものとする。

4. 検査員認印（日付印）の管理（保管）

本組合に登録した農産物検査員の検査員認印（日付印）は、組合長が指名する者（以下、管理者という）が責任を持って管理（保管）することとする。

- (1) 管理者は、検査員認印（日付印）の印数を常に把握し、その受払は「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」により、明確にしておく。
- (2) 農産物検査員は、検査員認印（日付印）を検査時に使用するため保管場所から持ち出す際、「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」に記載のうえ、管理者から使用許可を得ること。
- (3) 検査員認印（日付印）は、原則として農産物検査員が検査するとき以外は保管場所から持ち出さないこととする。

- (4) 使用不能となった検査員認印（日付印）は、偽造防止等から組合長若しくは管理者が責任を持って廃棄処分をするとともに、「農産物検査用 等級証印・検査員認印（日付印）使用管理簿」に破棄印数と破棄年月日を明記するものとする。

また、検査員認印（日付印）を更新する場合は、書体を変える等により、更新前のものとは判別可能なものとする。

5. 検査員認印（日付印）の使用

本組合の管理する検査員認印（日付印）の使用にあつては、以下の定める業務（書類）に使用する。

- (1) 受検票
- (2) 検査格付結果通知書
- (3) 検査証明書発行番号整理簿
- (4) ばら検査実施場所におけるばら玄米鑑定分析台帳
- (5) フレコンの注入口のしばりひもの封印に使用する巻封
- (6) 包装容器の年産訂正
- (7) 包装容器事前確認書
- (8) 受検可能包装袋への検査証明欄貼付時の割印

6. その他

この要領に定められていない事項については、組合長が指示して対処するものとし、対処内容等について、速やかに要領に追記する。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。